14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

15　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

16　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

17　「７　取得時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により社債（令第２条第25項第８号に規定する社債をいう。）を取得しようとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第28項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該社債を所有しているとき、当該社債の発行会社に対して金銭の貸付け（法第26条第２項第７号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行っているとき、又は当該社債の発行会社を債務者とする貸付債権（令第２条第25項第７号に規定する貸付債権をいう。）を所有しているときに記入すること。なお、取得時における社債の所有状況、金銭の貸付状況、又は貸付債権の所有状況の把握が困難な場合は、届出時において判明している状況に基づいて記入すること。

18　「８　国の安全等に係る措置」欄には、法第27条第１項第４号に規定する「国の安全等に係る措置」を講ずる場合に、当該措置の具体的内容を記入すること。この場合において、上記様式の記入欄内に記入することができない場合は、別紙を添付して差し支えない。

19　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「９　その他の事項」欄に印を付けること。

20　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の３又は第17条の４第１項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行った年月日	金　　額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄

（日本産業規格Ａ４）